進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合　需要家費	［削る］	［削る］
2　［略］	［略］	［略］
第二十六条　［略］	［略］	［略］
2　第三条から前条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	［削る］	［削る］

［略］	［略］	［略］
第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
［略］	［略］	［略］

進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合　需要家費	［略］	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの
2　［略］	［略］	［略］
第二十六条　［略］	［略］	［略］
2　第三条から前条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	［略］	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分

［略］	［略］	［略］
第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
［略］	［略］	［略］

（変動額認可料金の算定）

第二十六条の三　［略］

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、賠償負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十第一項の規定により通知された額を基に算定した賠償負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、廃炉円滑化負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十三第一項の規定により通知された額を基に算定した廃炉円滑化負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

三　［略］

3～13　［略］

第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては、当該経済産業大臣が定める額とする。

一　［略］

（変動額認可料金の算定）

第二十六条の三　［略］

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、賠償負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の四第一項の規定により通知された額を基に算定した賠償負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、廃炉円滑化負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の七第一項の規定により通知された額を基に算定した廃炉円滑化負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

三　［略］

3～13　［略］

第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては、当該経済産業大臣が定める額とする。

一　［略］